

## 新型コロナウイルス対策行動計画

制定	令和2年3月13日	Ver. 1
改定	令和2年3月31日	Ver. 1-1
	令和2年4月21日	Ver. 2
	令和2年5月14日	Ver. 3
	令和2年6月1日	Ver. 4
	令和2年6月22日	Ver. 4-1
	令和2年7月28日	Ver. 5
	令和2年12月1日	Ver. 6
	令和3年3月18日	Ver. 7
	令和3年4月26日	Ver. 8
	令和3年8月4日	Ver. 9

### 1 基本方針

本行動計画は、学生及び教職員の新型コロナウイルスによる健康被害を抑え、本学が果たすべき教育・研究・社会貢献活動への影響を最小限に止めることを目的に策定するものである。

現時点では、病態及び影響が十分解明されていないことから、今後の判明事実や国等の対策方針を踏まえながら、本行動計画も柔軟に適用するとともに、局面に応じた標準的な対応を示す対応指針及び具体的な対応をまとめたマニュアルを別途作成し随時更新する。

### 2 対策本部

感染の予防や対策を講じる体制として、本学に以下の組織を設置する。

#### (1) 岩手県立大学危機管理対策本部（新型コロナウイルス対策）

- ・ 本部長：理事長、副本部長：学長、本部長補佐：健康サポートセンター長
- ・ 本部長：各副学長、高等教育推進センター長、各本部長、各学部長、高推センター各部長、各室長、宮古事務局長
- ・ 事務局：総務室

#### (2) 新型コロナウイルス対策連絡調整会議

- ・ 構成員：副学長（総務担当）、学生支援本部長、健康サポートセンター長、各室長等

### 3 情報の収集・提供

新たな国の対応等を早期に把握し、本部内で共有し学内の対策等に反映させる。

学内掲示板による通常の情報提供に加え、大学HPに専用ページを設け情報を提供する。

感染防止対策などの重要度の高い情報は、学生等に対しメール等で情報提供する。

感染の疑いがある者が学内で発生した場合は、緊急連絡網を通じ各本部長に情報提供する。

なお、学生等からの報告・相談窓口は、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古事務局とする。

### 4 感染拡大防止

国の基本方針や県の対策を基本とし、他大学の対応や感染拡大状況を踏まえた対応とする。

感染状況の変化が速いことから、対応の詳細については、通知等により随時周知する

#### (1) 予防の徹底

学生及び教職員に対し、手洗いや咳エチケットなどの国が示す予防対策を徹底させる。

マスクは各自準備することを基本とするが、入手困難な状況を踏まえ、大学主催行事等においては、必要に応じて提供する場合もある。

**(2) 海外渡航の留意事項**（詳細は、「海外渡航への対応マニュアル」参照）

外務省が、全ての国に対し危険情報レベル2を発出したことから、学生及び教職員に対し海外への渡航の中止又は延期を要請するとともに、教職員の海外出張については、当面の間行わない。

止むを得ず海外渡航する学生及び教職員に対しては、海外渡航届を事前に提出させ、帰国後に変更事項等を報告させる。

新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危険情報に記載のある国や地域（レベル4、3、2、1）から帰国した学生及び教職員に対し、14日間の自宅待機を要請し、健康状況報告を求める。

**(3) 国内移動の留意事項**（就職活動に関する詳細は、「就職活動に関する国内移動マニュアル」参照）

ア 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されている地域との不要不急の往来は、自粛すること。

なお、「不要不急の往来」に該当しない場合は、次の例による。

- ・リモート対応が困難な業務による出張
- ・病院への通院
- ・親などの介護
- ・入学試験

イ 緊急事態宣言が発令されていない地域であっても、岩手県ホームページに「感染が拡大している地域」、「外出の自粛等が要請されている地域」として掲載されている地域との往来は、慎重に判断すること。

**(4) 重症化リスクへの対応**

国の「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（以下「相談受診目安」という。）で示している糖尿病や心不全などの基礎疾患を有する学生及び教職員の実態を把握し、重症化リスクについて個別に周知する。

**5 感染が疑われる場合の対応**（詳細は、「感染が疑われる場合等の対応マニュアル」参照）

国の相談受診目安における受診・相談センター（以下「相談センター」という。）への相談目安（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合など）に該当する学生及び教職員には、相談センターに電話相談させ、ウイルス検査の実施の有無などの相談結果を大学に報告させる。

相談の結果、指示や措置等があった場合は、その指示等のある間、随時状況を報告させ、報告内容を集計した上で、対策本部内で情報を共有し学内対策等に活用する。

また、保健所等からの連絡により新型コロナウイルス検査を受ける場合又は同居者が感染した場合等も内容を大学に報告させる。

**6 感染した場合の対応**（詳細は、「感染が疑われる場合の等の対応マニュアル」参照）

ウイルス検査で陽性反応があった学生及び教職員については、就学・就業上の支障を軽減するよう支援する。

治療等に関しては指定医療機関等の対応に委ね、保健所の積極的疫学調査（感染経路・濃厚接触者調査等）に対応する。

感染者の学内滞在が確認された場合は、大学施設の必要な範囲を消毒する。

学内で感染者が発生した場合は、文部科学省の通知等に沿って、休校措置、一部機能の縮小、大学閉鎖等を検討する。

**7 授業・実習等への対応**（詳細は、「授業・実習等への対応マニュアル」参照）

大学にとって最も重要な学生に対する教育機会の提供については、最大限の措置を講じながら継続する必要があることから、感染が発生した際の対応を予め定め、授業・実習等への影響を最小限に抑える。

## 8 各行事等への対応（詳細は、「各行事等への対応」参照）

国の基本方針や他大学の対応、感染拡大状況等を踏まえ、学生及び教職員の健康維持を最優先に考慮し、開催の延期・中止等を検討する。

当面、下記行事等について検討し、中止等を決定した際は、速やかに関係者に周知する。

- ・ 入学試験
- ・ 合同企業説明会
- ・ 学位授与式・伝達式
- ・ 謝恩会・送別会
- ・ 入学式

開催等の検討状況・結果については、別に取りまとめる。

## 9 欠席・休暇の扱い（詳細は、「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」参照）

学生及び教職員の休みやすい環境を整えるため、学生の出席停止措置の柔軟な運用や補講の開講、教職員の病休や特別休暇、職務専念義務の免除などの柔軟な運用に努める。

## 10 メディアセンター（図書部門）の対応（詳細は、「メディアセンター（図書部門）」参照）

メディアセンター（図書部門）及び多目的スペース「風のumont」の利用者に対して、感染拡大防止の注意喚起及び協力要請を行うとともに、館内環境への配慮により感染拡大リスク（密閉・密集・密接）の低減に努める。

## 海外渡航への対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「海外渡航の留意事項」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

### 1 海外渡航に係る要請

外務省は、海外安全ホームページで、新型コロナウイルスの最新情報を提供し、現地の交通規制や各国の航空便の運休などの状況が急激に悪化する可能性も念頭に、渡航予定者に対し、情報収集等に万全を期すこと、渡航の必要性の検討などを求めています。

本学では、次のとおり海外渡航について要請します。やむを得ず、海外渡航をする場合は、以下の「2 海外渡航時の対応」を確実に行ってください。

教職員：感染症危険情報のレベルに関わらず、海外への渡航の中止又は延期

学 生：感染症危険情報のレベルに関わらず、海外への渡航の中止又は延期

海外安全情報のホームページはこちら

<https://www.anzen.mofa.go.jp>



### 2 海外渡航時の対応

やむを得ず、海外への渡航を予定している学生・教職員は、下記により、学生は学生センターへ、教職員は滝沢キャンパスは総務室へ、宮古キャンパスは宮古事務局へ報告してください。

#### (1) 渡航前の届出

学生は「海外渡航届（学生用）」を、教職員は「海外渡航届（教職員用）」を提出してください。なお、事情により難しい場合はメールによる報告も可とします。

#### (2) 帰国後及び予定変更時（中止含む）の報告

帰国後はその旨をメール等で報告するとともに、渡航前に提出した海外渡航届のうち渡航先や滞在期間、経由地等に変更があった場合は、修正した海外渡航届を提出してください。なお、事情により提出が難しい場合はメールによる報告も可とします。

#### (3) 自宅待機の要請

##### ア 感染症危険情報<sup>※1</sup>のある国や地域からの帰国時（R2.10.30 現在は全ての国や地域が対象）

学生及び教職員は、新型コロナウイルスに関して外務省から発せられた感染症危険情報に記載のある国や地域（レベル4、3、2、1）から帰国した場合、帰国後14日の間、外出を避け自宅待機し、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古保健室（以下「健康サポートセンター等」という。）に「健康記録票（海外帰国者用）」に記録し、毎日メール等にて報告してください。

なお、帰国時に検疫所長から指定した場所で待機等の指示を受けた場合はその指示に従ってください。

#### ※1 外務省の感染症危険情報（令和2年10月30日現在）

令和2年3月18日、外務省は全ての国に対し感染症危険情報を発出

##### 【レベル1：十分に注意してください】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

##### 【レベル2：不要不急の渡航は止めてください】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

##### 【レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

##### 【レベル4：退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）】

対象：外務省海外安全ホームページ参照

外務省の感染症危険情報はこちら

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



この間、感染への疑問や体調不調がある場合は、健康サポートセンター等に相談してください。  
また、この間に、受診・相談センター（以下「相談センター」という）への相談目安<sup>※2</sup>に該当する状況になった場合は、直接、相談センターに電話相談し、その結果を健康サポートセンター等に報告するとともに、「健康記録票（自宅療養者用）」に記録し、毎日メール等にて報告してください。

※ 本行動計画「感染が疑われる場合等の対応マニュアル」を参照

#### ※2 相談目安

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方<sup>※</sup>で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
  - ※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患が免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合  
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

相談目安の詳細はこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>



### イ 感染症危険情報のない国や地域からの帰国時（R2.10.30現在 全ての国や地域に感染症危険情報発出）

感染症危険情報のない国や地域から帰国した学生・教職員は、健康管理に努め、咳やのどの痛みなどの症状がみられた場合は健康サポートセンター等へ報告のうえ、医療機関受診等適切な対応をしてください。

### 3 相談窓口

- ・ 健康サポートセンター 電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp
- ・ 宮古事務局（保健室）電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp
- ・ 受診・相談センター（コールセンター） 電話 019-651-3175 FAX 019-626-0837

岩手県の受診・相談センターの情報はこちら

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryuu/covid19/index.html>

- ・ 厚生労働省 新型コロナウイルス電話相談窓口  
電話 0120-565653 FAX 03-3595-2756

添付資料 海外渡航届2種（学生用）（教職員用）  
健康記録票2種（海外帰国者用）（自宅療養者用）

#### 《問合せ窓口》

学 生：学生支援室（学生支援グループ）

電話 019-694-2010 Mail ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員：総務室（総務グループ）

電話 019-694-2000 Mail soumu@ml.iwate-pu.ac.jp

## 就職活動に関する国内移動マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「4 感染拡大防止 (3) 国内移動の留意事項」のうち、「就職活動に関する国内移動」の具体的な留意事項を「岩手県立大学新型コロナウイルス感染症対応指針」の警戒段階別に記載しています。

### 1 学内で感染者が発生していない状況

- (1) 採用試験、選考に直接関わる面談等
  - ・ 各自十分な感染対策を行ったうえで活動を行う。
  - ・ オンラインでの活動を推奨する。
- (2) 会社説明会、インターンシップ等の情報収集等
  - ・ 各自十分な感染対策を行ったうえで活動を行う。
  - ・ オンラインでの活動を推奨する。

### 2 学内で感染者が発生している状況

- (1) 採用試験、選考に直接関わる面談等
  - ・ 各自十分な感染対策を行ったうえで活動を行う。
  - ・ オンラインの活動を強く推奨する。
  - ・ 感染が多発している地域での活動を可能な限り控えるよう要請する。
- (2) 会社説明会、インターンシップ等の情報収集
  - ・ 県外での活動の自粛を強く要請する。
  - ・ オンラインでの活動を強く推奨する。

### 3 学内で感染者が発生しており、感染拡大の危険があると判断される状況

- (1) 採用試験、選考に直接関わる面談等
 

県外での活動を禁止とし、オンラインでの活動を基本とする。
- (2) 会社説明会、インターンシップ等の情報収集
 

県外での活動を禁止とし、オンラインでの活動を基本とする。

### 4 その他

上記のほか、感染拡大の状況や企業の動向等を踏まえて、学生支援本部長は、就職活動に関する国内移動に関して、自粛要請等を行うことができる。

《問合せ窓口》

学生支援室（就職支援グループ）

電話 019-694-2020

Mail ipu-syusyoku@ml.iwate-pu.ac.jp

## 感染が疑われる場合等の対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる場合の対応」、「新型コロナウイルス検査を受ける場合の対応」、「感染した場合の対応」及び「同居者が感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

### 1 感染が疑われる場合等の対応

#### (1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する学内相談窓口は下記のとおりです。  
電話、FAX 又はメール（以下「電話等」という。）で連絡してください。

○滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 019-694-2031

○宮古キャンパス 宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 0193-64-2234

#### (2) 発熱などの風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校や出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談してください。どの医療機関を受診したらよいかわからない場合や夜間休日の場合は、受診・相談センターへ電話で相談してください。

○受診・相談センター

電話 019-651-3175 受付時間 24 時間全日（土日祝含む）

また、登校・出勤の目安は、日本産業衛生学会の「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」に準拠して、次のとおりとします。

**登校・出勤の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと**

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している。
- 2) 解熱後に少なくとも 72 時間が経過しており (a)、発熱以外の症状 (b) が改善傾向である。
  - (a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
  - (b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状

やむを得ない事由により上記期間に登校又は出勤せざるを得ない場合は、できる限り新型コロナウイルスの検査を受けること。

新型コロナウイルスの検査ができない場合は、(上記(a)状態で) 発熱や風邪様症状の消失から少なくとも 72 時間が経過していること。

#### (3) 感染が疑われる場合の対応

相談の目安に該当する場合は、滝沢キャンパスは健康サポートセンター、宮古キャンパスは宮古事務局(保健室)（以下「健康サポートセンター等」という）へ報告してください。

##### 相談の目安

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方\*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合

症状が 4 日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

<厚生労働省>

相談目安の詳細はこちら



<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

なお、教職員が、上記目安に該当する学生を把握した場合は、学生に対し、相談センターに相談するよう指導したうえで、健康サポートセンターに学生氏名、連絡先（携帯電話等）を電話（平日日中）又はメールで連絡してください。

#### (4) 保健所から濃厚接触者と連絡があった場合の対応

保健所から濃厚接触者であると連絡があった場合は、速やかに電話で報告してください。平日日中は健康サポートセンター等、夜間休日は、本学守衛室に連絡してください。

また、感染予防や健康観察に努めて自宅待機する等、保健所の指示に従ってください。

#### (5) 接触者確認アプリ「COCOA」で接触確認の通知が来た場合の対応

接触者確認アプリ「COCOA」で接触確認の通知が来た場合は、相談センター等へ連絡し、速やかに相談結果を健康サポートセンター等に電話（平日日中）又はメール等で報告してください。

また、感染予防や健康観察に努めて自宅待機する等、保健所の指示に従ってください。

#### (6) 新型コロナウイルスに関するQ&A

厚生労働省は、熱や咳が出た場合の相談などに対する解説を取りまとめたQ&Aを公開しています。

Q&Aこちら



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html)

## 2 新型コロナウイルス検査を受ける場合の対応

### (1) 新型コロナウイルス検査を受ける場合及び検査結果の報告

新型コロナウイルス検査を受ける場合及び検査の結果は、下記のとおり報告してください。

#### (ア) 報告方法

平日日中は健康サポートセンター等、夜間休日は本学守衛室（代）019-694-2000へ速やかに電話で連絡してください。夜間休日の場合、感染者の連絡先へ学生支援室担当者から折り返し連絡する場合があります。

#### (イ) 報告内容

- ・ 氏名、学部、学年、学籍番号、現在の連絡先
- ・ 判定日、検査日（受診医療機関名）、入院の有無（期間、医療機関名）
- ・ 新型コロナウイルス検査を受けるまでの経緯
- ・ 症状の有無（発症からの症状の経過）
- ・ 行動確認（濃厚接触者、学内登校出勤の有無等）

### (2) 新型コロナウイルス検査「陰性」の場合の対応

検査判定後、保健所等から自宅待機等の指示があった場合は、その指示に従って行動するようにしてください。陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、「登校・出勤の目安」に準じ、自宅療養に努めるようにしてください。

但し、陰性の判定結果かつ、他の症状より新型コロナウイルス感染症が否定された場合には、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間が経過している場合は、登校及び出勤することができます。

## 3 感染した場合等の対応

### (1) 新型コロナウイルス検査「陽性」の場合の対応

新型コロナウイルス検査で「陽性」で感染が確認された以降は、保健所等の指示に従って行動するようにしてください。

また、感染状況把握のため、保健所等の指示内容及び入院等の療養状況について、健康サポートセンター等に、随時連絡してください。

### (2) 登校・出勤の事前報告

入院や宿泊療養、自宅療養、自宅待機等を経て、登校・出勤しようとする場合は、前日までに健康サポートセンター等に電話等で連絡してください。



#### 4 家族等が感染した場合等の対応

##### (1) 同居している家族等に発熱等の症状がある場合

同居している家族等に発熱等症状がある場合は、マスクの着用等の家庭内での感染予防に努めて健康管理に十分注意してください。

##### (2) 同居している家族等が濃厚接触者等で自宅待機となった場合

同居している家族等が濃厚接触者等となった場合は、健康サポートセンター等に電話又はメールで連絡してください。

また、自宅待機等については、保健所等の指示に従ってください。

##### (3) 同居している家族等が、新型コロナウイルス検査を受ける場合

同居している家族等が新型コロナウイルス検査を受ける場合は、健康サポートセンター等に電話又はメールで連絡してください。

検査を受ける連絡があった日から検査の結果が判明するまでの期間は、登校や出勤はできません。検査結果判明後の対応については、保健所等の指示に従ってください。

##### (4) 同居している家族等が感染した場合

同居している家族等の感染が判明した場合は、平日日中は健康サポートセンター等、夜間休日は本学守衛室へ、速やかに電話で連絡してください。

感染した家族等と最後に接触した日から起算して 14 日間は登校・出勤はできません。自身の健康管理に十分注意して自宅待機する等、保健所等の指示に従ってください。

また、症状が出現した場合は、速やかに保健所等に連絡するようにしてください。

添付資料 健康記録票（自宅療養者用）

#### 《問合せ窓口》

学生・教職員：健康サポートセンター

電話 019-694-2030

Mail kenkou@ml.iwate-pu.ac.jp

感染が疑われる場合等の対応マニュアル  
「発熱等の風邪症状がある場合」(フローチャート①)

令和3年3月18日版

登校や出勤はせずに外出を控え、  
自宅療養に努める

発熱や咳などの  
風邪様症状等の発症



※「相談の目安」次に該当する場合は、受診・相談センター又はかかりつけ医へ電話で速やかに相談し、健康サポートセンター等へ報告すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方※で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合  
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

必要に応じて、  
かかりつけ医等へ電話相談する

- ※以下の場合、受診・相談センターへ
- ・夜間休日
  - ・どの医療機関か迷う

受診・相談センター

受付時間：24時間 全日  
(土日祝日を含む)  
電話 019-651-3175

かかりつけ医等

必要に応じて  
電話相談

指示に従い、医療機関受診等をする

紹介

受診

診療・検査医療機関

※検査については、地域  
外来検査センターで対応  
する場合もある。

診療・検査医療機関  
以外

紹介

【新型コロナウイルス検査実施】至急連絡  
「COVID-19に感染した疑いがある場合」フローチャート②へ

毎日、体温を測定して症状等を記録  
登校・出勤の目安を確認

自宅療養

登校・出勤

登校・出勤の目安は、次の1)および2)の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも8日が経過している。
- 2) 解熱後に少なくとも72時間が経過しており(a)、発熱以外の症状(b)が改善傾向である。  
(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない  
(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状 ※ 詳細は「1感染が疑われる場合等の対応」(P7)を参照

【報告窓口】(相談随時対応)

滝沢キャンパス：健康サポートセンター

電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス：宮古事務局(保健室)

電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

※ 夜間休日にPCR検査等を受ける場合や検査結果を報告する場合は、滝沢キャンパス、宮古キャンパスともに電話で守衛室(代)019-694-2000へ至急連絡すること。

感染が疑われる場合等の対応マニュアル  
「COVID-19 に感染した疑いがある場合」(フローチャート②)

令和3年3月18日版



発熱や咳などの  
風邪様症状等の発症

必要に応じて  
電話相談

「相談の目安」次に該当する場合は、受診・相談センター又はかかりつけ医へ電話で速やかに相談し、健康サポートセンター等へ報告すること。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方\*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が続く場合  
症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合はすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様です。

以下の場合、健康サポートセンター等へ報告すること。

【保健所等から連絡があった場合】  
及び【相談の目安に該当する場合】

- ・現在の連絡先
- ・相談までの経緯
- ・現在の体温と症状
- ・指示内容
- ・検査実施の有無(結果判明日時の目安)
- ・受診した場合は、受診日・医療機関名

【診療・検査医療機関受診】

- ・受診日時
- ・受診医療機関名
- ・検査結果、その他指示等

【新型コロナウイルス検査実施】至急連絡

- ・検査実施日(結果判明日時の目安)
- ・検査実施医療機関名

【新型コロナウイルス検査結果】至急連絡

- ・検査結果、その他指示等

【入院・治療等】

- ・主治医や保健所からの指示内容等
- ・入院の医療機関名又は療養場所
- ・入院及び療養期間
- ・現在の症状

【自宅療養】

必要に応じて、「健康記録票(自宅療養者用)」に発熱や症状などを記録し、毎日メール等にて提出。  
登校・出勤の目安を確認。

接触者確認アプリ「COCOA」の通知

保健所等

濃厚接触者の場合

かかりつけ医等

受診・相談センター

受付時間: 24時間 全日  
(土日祝日を含む)  
電話 019-651-3175

診療・検査医療機関  
受診

新型コロナウイルス検査  
(PCR検査、抗原検査)

陽性

入院・治療等

陰性

自宅療養

保健所等の指示

「登校・出勤の目安」※

登校・出勤



**登校・出勤の目安は、次の1)および2)の両方の条件を満たすこと**  
1) 発症後に少なくとも8日が経過している。  
2) 発症後に少なくとも72時間が経過しており(a)、発熱以外の症状(b)が改善傾向である。  
(a) 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない  
(b) 咳・倦怠感・呼吸苦などの症状 ※ 詳細は「1 感染が疑われる場合等の対応」(P7)を参照

【報告窓口】(相談随時対応)

滝沢キャンパス: 健康サポートセンター

電話 019-694-2030 FAX 019-694-2031 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス: 宮古事務局(保健室)

電話 0193-64-2230 FAX 0193-64-2234 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

※ 夜間休日にPCR検査等を受ける場合や検査結果を報告する場合は、滝沢キャンパス、宮古キャンパスともに電話で守衛室(代)019-694-2000へ至急連絡すること。

## 授業・実習等への対応マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「授業・実習への対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。

### 1 感染防止意識の向上

学生に対し、感染防止対策の徹底について指導するほか、啓発ポスターを学内各所に掲示する。

#### (1) 体調管理

- ・ 体温計を各自準備し、毎朝の体温測定を行う。
- ・ 登校時、(滝沢) 講堂エントランス、各学部棟入口等、(宮古) 講義棟入口に設置したサーモグラフィカメラによる体温のセルフチェックを行う。
- ・ 風邪症状がある場合は、自宅で休養する。
- ・ 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

#### (2) 手洗いの励行

- ・ 朝の登校時や教室移動をしたときは、必ず手洗いをする。
- ・ 手拭きは、個人の清潔なタオル、ハンカチ又はペーパータオルを利用。
- ・ (滝沢) 講堂エントランス、各学部棟入口等、(宮古) 講義棟入口等に設置した消毒液による手指消毒を行う。

#### (3) マスク等の着用

- ・ 教員、学生ともに、マスク着用を原則とする。
- ・ 感染防御のためのマスクの使用には、十分な手洗いが必須。
- ・ 必要に応じ、フェイスシールドを着用するものとする。

### 2 教室等の学内環境への配慮

学内環境において、感染拡大のリスク (①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声) の3条件が同時に重なった場の低減に努める。

#### (1) 消毒

ア 学生の利用が想定される箇所については、毎日の清掃・予防消毒を実施

- ・ 共通講義棟各教室：机、椅子背もたれ、扉の取手、マイクを毎日昼休み消毒〈委託清掃員〉
- ・ 学部棟（主に1階）の各教室等（滝沢）：机を毎日朝の清掃時に消毒〈委託清掃員〉
- ・ 学内共用箇所（滝沢）：トイレについて清掃に加え、取手・便座を消毒〈委託清掃員〉

イ システム実習室、メディアセンターB棟、宮古短大部情報処理演習室のPCについては、消毒用アルコールとペーパータオルを配置し、学生自身がキーボードとマウスを消毒

ウ 各学部棟のうち上記以外の箇所については、学部において衛生管理を行うものとし、必要となる物品等の購入に要する経費は、別途措置する。

#### (2) 換気

ア 8:50～17:50の間、教室の上段の窓の両端を10cm程度開放する。

- ・ 朝の開放作業（滝沢）共通講義棟：事務局、各学部棟：学部対応  
（宮古）事務局
- ・ 夕方の施錠作業（滝沢）共通講義棟：授業担当教員・事務局（学生アルバイト）、各学部棟：学部対応  
（宮古）事務局

- イ 90分の授業中45分経過した時点で、10分程度の大換気（下段窓と出入口扉開放）を行う。
- ・ 所定の時刻に、換気を促すチャイムを全学に放送する。
  - ・ 窓と出入口の開放は、授業担当教員が学生に指示する。
  - ・ 開き戸の教室には、あらかじめドアストッパーを準備する。
- ウ 換気に伴う室温変化に備え、熱中症対策又は防寒対策に配慮するよう学生に周知するとともに、必要に応じ室温設定を調整する。

**【冬季期間（11月～3月）における換気】**

- ・ 教室上段窓は閉鎖する。
- ・ 教室廊下側の出入口扉を開放する。
- ・ 90分授業中、授業開始時から5分間以上、45分経過時点で5分間以上、下段窓を大きく開放する。

**(3) 飛沫感染防止**

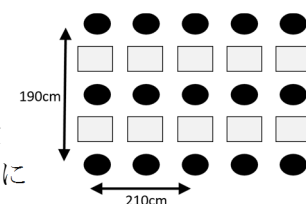
教室の教卓の前、PC教室の座席間等には、飛沫感染防止のためパーテーションを設置する。

**(4) 座席配置・授業実施方法等**

**ア 講義科目**

- (ア) 学生の座席配置については、飛沫感染予防のため学生相互が1mを目安とした間隔で着席することを基本とする。ただし、履修人数及び教室定員の都合により困難な場合には、可能な限りこの形態に近づける。

- (イ) 共通講義棟は、履修者数に応じ、事務局において教室を調整する。
- (ウ) 共通講義棟、講堂及び協働学習室は、学生自身が着席位置をスマートフォン等で登録する。
- (エ) 学部棟で行う授業科目においては、可能であれば学年ごとに講義室を固定する。



文部科学省「学校の新しい生活様式」による座席配置の一例（レベル1地区）

これら（座席配置図）はあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。（2020.5.20 文部科学省「学校の新しい生活様式」pp.21）

**イ 演習科目等**

- (ア) グループワーク、ゼミ、発音・会話練習等を伴う授業については、学生相互や教員との距離、室内の換気等に配慮し、対面で行うものはできるだけ避ける等、授業方法を工夫する。
- (イ) 授業内容により、学生相互や教員との距離を保つことが困難な場合等は、他の感染対策を講じたうえで、必要に応じ、フェイスシールドを着用するものとする。
- (ウ) 体育実技は、飛沫感染のほか接触感染のリスクも考慮のうえ、競技種別と授業実施方法を工夫する。

**(5) プリント等の配布物を介した感染の防止**

- ア 教員は、事前にメーリングリスト、クラスプロファイル、Google Classroom 等を活用して、配布物のファイルを学生に入手させ、学生が事前に自ら印刷する、授業にパソコンやタブレットを持ち込み参照しながら授業を受ける等の方法を工夫する。
- イ 配布物を配布する場合には、一斉に前から後ろに回さず、一人ひとり配るか、教室の前後に置いて各自が自分の分をもっていく方法を取る。これに伴い、各教員は授業時間配分の計画に配慮する。

**(6) その他**

- ア 手洗いによりトイレの混雑が予想されるため、学部毎に実習室や共同研究室の流し台等を解

放する等の対策を行う。

- イ 食堂の混雑防止のため、弁当持参者への食堂の利用を制限し、代替措置として昼休みに各学部棟で可能な教室等を開放する。
- ウ 教職員が食堂を利用する場合には、できるだけ昼休みを避ける。

### 3 学外実習等の開始前の留意事項及びその対応

- (1) 県内及び本学内での感染状況を勘案し、本学としての実習可否を判断した上で、事前に、実習施設に対し、実習の受入れを確認する（実習施設に対し、本学としての感染防止対策の具体的方策を明示することも必要）。
- (2) 実習施設の特有の状況（高齢者、妊産婦、新生児、小児等の収容施設、不特定多数利用施設など）により、感染リスクへの配慮が必要な場合は、実習中における感染防止対策について実習施設と綿密に検討する。
- (3) 実習1週間前程度から、学生が、自らの健康管理をするよう指導する。
- (4) 風邪や発熱などの軽い症状が出た場合は、外出をせず、自宅で療養し、自己判断せず実習指導教員へ必ず連絡し、指示を仰ぐよう指導する。また、実習後においても、症状があった場合も同様の対応をするよう指導する。

《問合せ窓口》

教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話 019-694-2012 Mail ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp

## 各行事等への対応

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「各行事等への対応」で対象とした行事等の検討状況を記載しています。

### 1 入学試験

- (1) **受験生や保護者に対する情報提供、相談体制の整備**  
受験者に送付する「入学試験当日の留意事項」やホームページに注意喚起を記載します。  
受験生や保護者からの問い合わせに応じる相談窓口を設け明示します。
- (2) **受験会場の衛生管理体制の構築**  
予備試験室や休養室の設置、体調不良者の動線の分離、本学関係者へのマスク配布等を講じます。
- (3) **試験監督者の当日の対応**  
別室受験希望の確認、咳や発熱等がある受験者へのマスク着用や別室受験を指示します。  
受験生に感染が及んでいる場合は、受験の可否の判断の助言を仰ぐために医師等を配置します。
- (4) **感染者への特別措置（県内又は受験生に感染事例が発生した場合）**  
国の通知等を踏まえ、追試験や振替受験、公平性に配慮した合否判定の方法を検討し公表します。  
感染拡大や入学試験を中止する大学の増加などの状況を踏まえ、入学試験の中止等も検討します。

### 2 合同企業説明会及び個別企業説明会等の就職支援関係行事について

大学が主催する就職支援関係行事については、岩手県立大学新型コロナウイルス感染症対応指針の「催事等（行事・イベント）の開催・参加」に基づく警戒段階に準じて、対応します。

### 3 学位記授与式・伝達式式典、入学式

学位記授与式・伝達式、入学式については、感染拡大の状況や国及び県の方針・要請等に鑑みて開催の可否、可とする場合の開催内容等を決定します。

入学に関連する諸行事の開催方法についても、併せて決定します。

### 4 学生や教職員が主催する活動や行事等

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議は、クラスター（集団）の発生を防ぐことが重要とし、①換気の悪い密閉空間 ②多数が集まる密集場所 ③間近で会話や発声をする密接場面という「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策が不可欠と提言しています。

これを踏まえ、本学では、学生及び教職員に対し次のとおり要請します。

- (1) **学生の課外活動等**  
学生は、上記「3つの条件が同時に重なる場」を回避する予防策を講じたうえで課外活動等を行ってください。  
なお、感染予防策の作成に当たっては、予防策の内容を書面（学生団体新型コロナウイルス感染症予防届）で学生センターに提出し指導を受けてください。
- (2) **学生及び教職員が主催する行事等**  
学生及び教職員は、主催する学内外の行事及びイベントについては、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応を行い、感染リスクの低減策等の対応が整った催事等の開催、参加は可能とします。（なお、整わない場合は、中止又は延期とすること。）
- (3) **その他の行事**  
その他の行事への参加については、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を参考にしながら、感染リスクを考慮し、十分対応がとられている場合には参加は可能とします。

#### 《問合せ窓口》学生・教職員

○学位記授与式・入学式等について：教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話 019-694-2016 Mail ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp

○就職活動・学生活動等について

《学生支援室（就職支援グループ）》

電話：019-694-2020

Mail：ipu-syusyoku@ml.iwate-pu.ac.jp

《学生支援室（学生支援グループ）》

電話：019-694-2010

Mail：ipu-gakusei@ml.iwate-pu.ac.jp



## 感染等に伴う欠席・休暇の扱い

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染等に伴う欠席・休暇の扱い」の具体的な対応方針を記載しています。

なお、感染の拡大や本学関係者の発症などの状況によって、より柔軟な扱いを検討します。

### 1 学生本人の場合

(1) 「登校しない、出席停止」どちらも欠席の取扱いとしません。

(2) 学生本人が欠席等の連絡ができない場合は、家族の方から連絡をお願いします。

本人の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員 【宮古】 事務局職員
発熱等の風邪症状がある場合	登校しない	「登校の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
保健所又は医療機関の指示による新型コロナウイルス検査を受ける場合	出席停止	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	出席停止	保健所等の指示する期間	電話にて至急連絡	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルス検査「陰性」の場合				
保健所等の指示あり ⇒ 自宅待機等	出席停止	保健所等の指示する期間		必要
保健所等の指示なし ⇒ 症状あり	登校しない	「登校の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	必要 電話にて至急連絡	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
保健所等の指示なし ⇒ 症状なし	登校			不要
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	出席停止	帰国及び入国後14日間	必要 健康観察のため、健康記録票（海外帰国者用）を報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
新型コロナウイルスワクチンを接種する場合	欠席の取扱いとしない	接種及び接種のための移動に要する時間	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する
新型コロナウイルスワクチン接種後、発熱等の風邪症状が見られ、やむを得ず登校できない場合	欠席の取扱いとしない	症状が軽快するまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届の様式により提出する

※出席停止の根拠：学校保健安全法第19条



## 2 学生の同居している家族等の場合

(1) 「登校しない、出席停止」 どちらの場合も欠席の取扱いとしません。

同居している家族の状況	対応	期間	大学への報告先	
			【滝沢】 健康サポートセンター  【宮古】 事務局（保健室）	【滝沢】 授業担当教員  【宮古】 事務局職員
同居している家族が発熱等の風邪症状があり、学生本人がやむを得ず登校できない場合	欠席の取扱いとしない	家族等の症状がなくなるまで	不要	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族が保健所又は医療機関の指示による新型コロナウイルス検査を受ける場合	登校しない	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要 メール等で報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	出席停止	感染した家族等と最後に接触した日から起算して14日間	必要 電話にて至急連絡	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陰性」の場合				
保健所等の指示により学生本人が自宅待機等をする場合	出席停止	保健所等の指示する期間	必要 メール等で報告	必要 電話又はメールで報告し、後日欠席届を提出する
学生本人に対する保健所等の指示がない場合	登校			不要

※出席停止の根拠：学校保健安全法第19条

### 3 教職員本人の場合

本人の状況	休暇の取扱	期間	大学への報告先 【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）
発熱等の風邪症状がある場合	当面の間、特別休暇（出勤が著しく困難であると認められる場合）	「出勤の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	必要
新型コロナウイルス検査を受ける場合	病気休暇	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要
新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	病気休暇	保健所等の指示する期間	電話にて至急連絡
新型コロナウイルス検査「陰性」の場合			
保健所等の指示あり ⇒ 自宅療養等	病気休暇	保健所等の指示する期間	必要 電話にて至急連絡
保健所等の指示なし ⇒ 症状あり	病気休暇	「出勤の目安」 ・発症から8日間経過している ・解熱後72時間経過しており、発熱以外の症状が改善傾向にある	
保健所等の指示なし ⇒ 症状なし	出勤		
外務省の感染症危険情報の「レベル4、3、2、1」の国や地域から帰国した場合	特別休暇	帰国及び入国後14日間	・健康観察のため、健康記録票（海外帰国者用）を健康サポートセンター等に報告
新型コロナウイルスワクチンを接種する場合	特別休暇	接種及び接種のための移動に要する時間	不要
新型コロナウイルスワクチン接種後、発熱等の風邪症状が見られ、やむを得ず出勤できない場合	特別休暇	症状が軽快するまで	不要

#### 4 教職員の同居している家族等の場合

同居している家族の状況	休暇の取扱	期間	大学への報告先 【滝沢】 健康サポートセンター 【宮古】 事務局（保健室）
同居している家族が発熱等の風邪症状があり、教職員本人がやむを得ず出勤できない場合	特別休暇	家族等の症状がなくなるまで	不要
同居している家族が保健所又は医療機関の指示による新型コロナウイルス検査を受ける場合	特別休暇	検査を受けることが決まった日から、検査判明日まで	必要 電話または学内メール等にて連絡
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陽性」の場合	特別休暇	感染した家族等と最後に接触した日から起算して14日間	必要 電話にて至急連絡
同居している家族が新型コロナウイルス検査「陰性」の場合			
保健所等の指示により教職員本人が自宅待機等をする場合	特別休暇	保健所等の指示する期間	必要
教職員本人に対する保健所等の指示がない場合	出勤		電話にて至急連絡

#### 《問合せ窓口》

学 生：教育支援室（教務・国際交流グループ）

電話：019-694-2012 Mail：ipu-kyoumu@ml.iwate-pu.ac.jp

教職員：総務室（人事給与グループ）

電話：019-694-2038 Mail：jinji@ml.iwate-pu.ac.jp

## メディアセンター（図書館）対応マニュアル

本資料は、新型コロナウイルス対策行動計画の「メディアセンター（図書館）対応マニュアル」に関する具体的な留意事項を記載しています。

### 1 感染拡大防止のための措置

メディアセンター（図書部門）（以下「図書館」という。）及び多目的スペース「風のモント」（以下「風のモント」という。）の利用者に対して、下記の注意喚起及び協力要請をする。

- ・マスク着用、咳エチケット、手洗い、消毒等の徹底
- ・発熱がある人、咳がある人、体調がすぐれない人、外出自粛期間中の対象者への利用自粛要請
- ・重症化リスクの高い方（持病がある人、高齢者、妊婦等）への利用の必要性の再検討を要請
- ・ゴミの持ち帰りを要請（図書館内設置のフタがないゴミ箱は、当面の間撤去）
- ・閲覧席及び共用端末等の消毒

### 2 館内環境への配慮

感染拡大リスク（密閉・密集・密接）の低減に努める。

#### (1) 密閉回避

- ・図書館開架スペース（3F、4F）の窓を開けて換気（有人時間内に限る）
- ・図書館の自動ドアを定期的に開放
- ・風のモントは、常時ドアを開放

#### (2) 密集回避

- ・学外者の利用停止（6月21日まで）
- ・閲覧席の数を通常の5割程度に縮小し、各席の間隔を確保
- ・図書館設置共用端末の台数を通常の5割程度に縮小し、各席の間隔を確保
- ・下記の利用を原則禁止
  - \* 図書館4Fグループ学習室1～4
  - \* 図書館内貸出用機材（ノートパソコン、プロジェクター、ヘッドホン等）
  - \* 風のモント内設置共用端末等

#### (3) 密接回避

- ・返却ポスト（図書館前設置）の24時間開放
- ・資料の返却は、返却ポストの利用を促す（他館、研究室から借りている図書は除く）

- ・図書館内 3 F 多目的学習スペースのグループ席の使用禁止

#### (4) その他

- ・利用後の手洗いの励行
- ・閲覧席使用後の消毒
- ・図書館内設置共用端末等使用後の消毒

《問合せ窓口》

教育支援室（図書グループ）

電話 019-694-2070      Mail library@ml.iwate-pu.ac.jp